



2018年2月7日 第129号
北九州労健連ニュース

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 シイルム天神 1F

北九州労働者
の健康問題連
絡会議 発行

<http://rokenren.com/>

**過労死等防止対策推進
シンポジウム** (主催 厚生労働省)

12月10日(日)に 福岡市で開催されました。
(司会進行 福岡第一法律 八木大和弁護士)
基調講演「過労死等を防止するために～働き方
改革の問題点」常見陽平(千葉商科大学専任講師)



常見さん自身がリクルート入社→バンダイ→フリーランス→大学教員という経歴で、リクルート時代は死ぬほど働いた。あまり公表されていないがリクルートでは過労死が沢山あった。裁量労働制で使い放題の過重労働の日々。全国に出張する日々、サービス残業の常態化、疲労の蓄積、自身も過労死の一步手前、お酒がストレスを抱えるから量が増える。これはうつ病の前兆。結局メンタルヘルスで休職。リクルートを退社しフリーランスになったが、やはり定額使いたい放題の仕事をするはめになった。

政府の「働き方改革」会議には労働者代表は1人しか入っていない。働き方改革を来年の通常国会に出すが、殆ど内容が論議されていない。「高度プロフェッショナル制度」「裁量労働制」を労働時間の規制と抱き合わせセットで出す、こ

れはズルイ。労働生産性を上げるために労働者に求めるものが違う。1. 仕事の絶対量の問題や、2. 「神様対応」「おもてなし」過剰品質が求められるなど、そもそもの働き過ぎをなくするためには・まず現状を直視しよう・仕事の絶対量、サービスレベル、仕事のルールを見直そうと訴えられた。

////////// 体験談発表 //////////

金谷一美さん(福岡過労死を考える家族の会)

夫を過労死で失った兵庫県の金谷一美さん。夫は1999年、出向先の福岡で休日や深夜まで働き、時間外労働が月120時間を超えた。会社からの呼び出し電話が頻繁にあり、生前「電話の音が怖い」と話していたと言う。14年に遺族らの働きかけにより「過労死防止法」が施行された。金谷さんは「防止法が労働者を守る法律になるよう、加重労働をどう防ぐか国に働きかけていかなければと強く感じている」と涙ながらに訴えられた。

佐戸恵美子さん(東京過労死を考える家族の会)

NHK記者だった佐戸未和さん(当時31歳)をうっ血性心不全で亡くした。佐戸さんは「娘の遺影を抱きながら、毎日毎日死ぬことばかり考えていた」と話し、「最愛の娘を守れなかった深い後悔の念にさいなまれ、自分を責め、今もなお喪失感にもがき苦しんでいる」と語った。佐戸さんは、上司が部下の労働時間を管理せず適切な人員配置をしなかったと批判。「私たちと同じ苦しみを背負う人たちが今後二度と現れないことを切に願っている」と訴えられた。

過労死をテーマにした「ケンちゃんの夢」と題した桂三風さんの落語も合わせて行われました。

「第28回人間らしく働くための九州セミナーinくまもと」に参加して

医療人として労働者が置かれている状況を知り聞き取ることの大切さを学ぶ

病院外来 大石 登志子

数年ぶりに九州セミナーに参加しました。10年前より非正規職員に変わりこのようなセミナーに参加することが減っていたので、今回参加して学習する場を持たせて頂いた事に労働組合の方に感謝致します。今回のセミナーでは、家族的責任を自分らしく果たす権利と健康をテーマで取り組まれていました。現代日本の労働実態が多くの人間、家族の生活や健康を脅かして



いることをこの2日間で学ぶことができました。

1日目のパネルディスカッションでは、シングルマザー、介護、過労死からの発言は身につまされものでした。実際に私たちの周りそして自分自身がいつ起きてもおかしくない問題です。人が生きていくうえで必ず訪れる育児、介護の問題を解決するには、労働と生活のバランスが取れることが必要最低限の労働者の権利あることを学ぶことができました。

2日目の分科会も興味深いものが多くありましたが「労災補償」「なくせじん肺、アスベスト」

の2分科会に参加することができました。労災補償の分科会では外国労働者の問題や1人親方の労災の問題などの症例。なくせじん肺、アスベストの分科会ではじん肺、アスベストの症例を運動している側や医療側などさまざまな分野からの報告があり、それにたいしての意見交換も活発でした。この2日間で働くものの権利とは何かを学ぶことができ医療人として労働者が置かれている状況を知り聞き取ることの大切さを学ぶことができました。

戸畑けんわ病院の医療ソーシャルワーカーの報告を聞いて考えた事

第1分科会「家族的責任を自分らしく果たす権利と健康」

九州社会医学研究所 青木珠代

今回のセミナーのメインテーマである「家族的責任を自分らしく果たす権利と健康」。様々な視点からの問題提起があり活発は議論がされた。その中の一つの報告を紹介したい。

「地域のセーフティネットの現状と課題～知的障害のある患者への支援を通して～」という戸畑けんわ病院の医療ソーシャルワーカーの方の報告です。Aさんは60代男性で療育手帳A2（中度の知的障がいIQ36～50があり、3級以上の身体障がいを合併している）。同居していた母親が十数年前に他界してからは市営住宅に独居。

2016年8月自宅で倒れているところを訪ねて来た民生委員に発見され、救急搬送された。「熱中症」と診断され、治療受け熱中症は改善したが「元の生活には戻せない」という判断で、住環境の整備や必要なサービス提供の調整を行うため転院となり、Aさんへの関わりがスタートした。

Aさんの抱えている課題を整理し、必要な援助の在り方を検討。支援を検討するにあたり、行政や民生委員や障がい者支援機関を交えた話し合いを行う一方、時間をかけてAさんの思いに寄り添ってきた。そうした中、Aさんが「誰

かの手助けがある所に行きたい」と決断。

Aさんの権利を擁護するために具体的な手続きを進め、成年後見人制度を使い、障害者支援施設への入所が決まった。障がい者や高齢者が地域や社会から孤立してしまう現状を考えさせられた事案であった。



夜間労働を形態や睡眠の質について活発な討論がおこなわれた

第9分科会「夜間・長時間労働と健康」

労健連代表幹事 日高琢二

第9分科会は「夜間・長時間労働と健康」をテーマに活発な討論が交わされた。夜間労働が求められる医療や介護職場、タクシー労働者などが参加した。

医療や介護の職場では、夜間労働を行う上で、以前より「2交代か3交代か」を中心とした形態に対する論議はつきない。夜勤形態のあり方は、安全・安心の医療・介護の提供に大きく影響することから、経営者も労働者も真剣に考えるべき課題である。夜勤形態のあり方を考える上で、昨今では「夜勤の有害性」が科学的にも立証されてきている中で、夜間の労働時間を短くすること、勤務間隔を十分とること、そしていかに良質の睡眠を確保するかが夜間労働を考える上で重要な要素となってきた。いっぽう、夜間の労働時間を短くする代償として、日中の労働時間が長くなる勤務形態も出てきている。演題では正循環夜勤の有効性も報告された。いかによりよい勤務形態にするかは議論がつき

ないが、夜間労働の改善に向け、労働者がたたかいとってきた「時間主権」と「夜勤の有害性」という科学的根拠を軸に、制度改善を現場からたたかいとっていくことが重要であることを改めて考える機会であった。

九州セミナーに参加して本当に良かった

命と健康を守る会 高橋和浩

今回初めて熊本市の東海大学九州キャンパスで行われたセミナーに参加しました。出席者は総勢400名程度と大規模なセミナーが2日間に亘り開催されました。

初日は記念講話から始まり、その後はメインテーマである「家族的責任を自分らしく果たす権利と健康」について4名の代表者とコメンテーターによるパネルディスカッションが行われ、各自思い思いの旨が伝わり会場も大いに盛り上がっていました。



初日のセミナー終了後は敷地内にて食事会が開かれ各グループ単位でこちらの方も大いに盛り上がっていました。私も楽しく美味しい酒を頂きました。

2日目はテーマ別の分科会で個人個人が講演内容を選択できるシステムでした。私の方は、子育て関係や交替勤務関係のテーマを選んでセミナーを受講して、特に交替勤務での睡眠障害等については大いに関心があったのでとても良い勉強会になりました。

次回2018年に福岡で開催される第29回九州セミナーin福岡にも是非参加したいと思います。

建設アスベスト全国連絡会開催される

1月9日(火)、神奈川判決と全国の到達を力に、早期・全面解決の道に踏み出そう！と首都圏建設アスベスト訴訟統一本部が呼びかけて建設アスベスト訴訟全国連絡会が開かれました。

東京土建本部の「建設プラザ東京」には、首都圏アスベスト訴訟団（東京土建・埼玉土建・千葉土建・神奈川県連・建設ユニオン）はもとより、北海道、大阪、京都、九州（福建労・熊本建労）の訴訟団の原告8人、送り出し支援組合25人、弁護団17人の50人が参加して開催され、福建労からは原告団副団長の石原律子さん、あさがおの会副会長の柴田清子さん、福建労から矢野書記次長の3人が参加しました。

昨年10月の横浜地裁判決、高裁での初の判断が東京高裁で出された意義は大きいものであり、一気に国に対して政治決着をつけることが重要です。

本来ならば7連敗した国（左表参照）が政治決着を決断すべきですが全く動かず、司法の場からでも三者協議の場を設ける解決勧告を出させるための和解申入れを京都ルート、大阪ルートが2月・3月に結審をむかえる大阪高裁に対して12月におこなったと報告されました。

今後の取り組み方針を確認し、① 3月の東京ルートの高裁判決が更なる前進の糸口になるので、1月から通常国会が開催される6月までを主戦場と位置付けて、全ての国会議員に対して賛同者になってもらう運動を展開する。そのために全建総連へ全国連絡会として協力を申し入れて、全国連絡会に参加する組合が各地協に責任をもち、協力依頼をおこなって、地協内の国会議員へ特に自民党議員への働きかけを強めていき賛同をとっていく。② 国の救済策があれば応じると表明している建材メーカーを多数にするための各社との企業交渉を2月を基準に実施する。③ 提訴10年事業として、運動と世論作りの仕掛けとしてアスベストシンポジウムを全国で開催する。④ 3月23日に東京日比谷野外音楽堂で、全国集会を3000人規模で開催することなどが確認されました。

九州でも更なる世論喚起のために、街頭宣伝行動をはじめ「公正判決を求める」50万筆署名運動を成功させ、九州選出の国会議員全員から賛同を得る成果をあげて一気に解決を図る運動の展開が大切です。

（福建労第650号より転載）

第29回人間らしく働くための九州セミナー （いの健福岡定期総会） 福岡実行委員会結成総会

日時：2月14日〈水〉 19:00～21:00

場所：都久志会館4F会議室（地下鉄天神駅より徒歩10分）

〈第1部〉いの健福岡定期総会 18:30～19:00

〈第2部〉現地実行委員会結成総会

記念講演

演題「労働者の人権・基本権」としての健康

有田謙司 西南大学法律学科教授